

■ 2018 年度 S 日程卒業見込者特別入試法律科目試験 「民法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

無権代理と相続につき見解の対立を踏まえ、無権代理人が本人を相続する場合（無権代理人相続型）と本人が無権代理人を相続する場合（本人相続型）のそれぞれにつき単独相続と共同相続の各ケースに分け資格併存説または資格融合説に従いその概要を理解しているか否かを問うている。民法総則の基本論点であり司法試験論述の既出論点である。

最初に上記いずれの立場に立つのかを論じるか、最初から無権代理人相続型及び本人相続型に分け、それぞれにつき単独相続と共同相続につき関連判例（百選 I 第 7 版 35 事件、百選 I 第 7 版 36 事件、百選 I 第 7 版 35 事件、百選 I 第 5 版 35 事件等の掲載判例）を意識して論じるか、いずれでもよい。後者の論述が多いと思われる。さらに応用例として双方相続型（最判昭和 63.3.1 家月 41-10-104。関連として百選 I 第 5 版 37 事件）を論じてもらいたい。

なお、余裕があれば、特殊又は関連事例として例えば双方相続型か否か等の観点から本人が追認拒絶後死亡し無権代理人が本人を相続する例（百選 I 第 5 版 37 事件）や無権代理人が事後に後見人に就任する例（家族法判例百選第 7 版 52 事件）などを論述すればよい。

以上